

井上期条約改正交渉と知的財産権（上）

——問題提起と合意形成——

鶴岡聡史

- 一 はじめに
 - 二 井上交渉の開始
 - (一) 明治十三年井上案の作成
 - (二) 欧米諸国の反応
 - 三 問題提起と日本の姿勢
 - (一) 予備会議の開催
 - (二) 外国商標偽造事件に対する日本の姿勢
 - (三) 外国人適用問題に対する井上の姿勢
 - (四) パリ条約、ベルヌ条約に対する日本の姿勢

（以上、本号）
 - 四 条約改正草案への組込
 - (一) 欧米諸国の姿勢
 - (二) 商標条例に対する欧米諸国の反応
 - (三) 井上覚書と仏の反発
 - (四) 日英仏の攻防と明治十八年四月井上案
 - (五) 外国商標偽造事件の局地化
 - 五 条約改正会議
 - (一) 明治十九年五月井上案
 - (二) 英独案の提出と「通商及航海条約草案」の作成
 - (三) パリ条約、ベルヌ条約加盟要求
 - 六 おわりに
- （以上、八十九卷六号）

一 はじめに

明治政府は、早急に近代化を達成するため、欧米諸国から積極的に多くの技術や文化を取り入れ、国内産業や文化の振興を図ってきたが、その際、外国人の知的財産権の保護⁽¹⁾（以下、単に「知的財産権の保護」という）に関する問題が発生していた。

明治四（一八七二）年、アダムズ (Francis O. Adams) 英代理公使から英商標が侵害されるとして、明治政府に苦情が寄せられていたように⁽²⁾、日本と欧米諸国との間には、明治初期から少なからず摩擦が生まれていた。明治政府は、欧米諸国から技術や文化を国内に導入する際、欧米諸国との間に生まれる、かかる知的財産権の保護について、どのように対処してきたのであろうか。

明治二十七（一八九四）年に締結された日英通商航海条約は、それを検討する糸口になる。同条約によって、明治政府は、悲願であった法権回復を達成するわけであるが、同時に、同条約第十七条において、専売特許（以下、単に「特許」という）、⁽³⁾商標、意匠の保護に関して、イギリス人にも日本人と同等の待遇を与えるという内国民待遇を規定すると共に、付属議定書第三において、領事裁判権の廃止に先立って、工業所有権⁽⁴⁾の保護に関するパリ条約⁽⁵⁾（以下、単に「パリ条約」という）と、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約⁽⁶⁾（以下、単に「ベルヌ条約」という）に日本が加盟することを規定した。⁽⁷⁾日本が知的財産権の保護に関する国際条約に初めて参加することになったのであった。

これを受けて、明治三十二（一八九九）年三月、明治政府は、特許法、商標法、意匠法、著作権法をそれぞれ公布し（特許法、商標法、意匠法は同年七月一日施行した。著作権法は同年七月十五日施行）、⁽⁸⁾同年七月十二日にはパリ条約、ベルヌ条約を公布し（同年七月十五日施行）、⁽⁹⁾同月十七日、遂に日英通商航海条約が施行され、⁽¹⁰⁾所謂内地

雑居が開始されたのであった。⁽¹¹⁾

周知のように、明治政府は、幕末から明治初期にかけて欧米諸国との間で締結した一連の所謂不平等条約改正のため、明治四（一八七二）年の岩倉使節団派遣等から明治二十七（一八九四）年の右の日英通商航海条約締結に至るまで、欧米諸国との間で幾度となく交渉を行うことになったが、その中で、知的財産権の保護も取り扱われていた。とりわけ、明治十二（一八七九）年から同二十（一八八七）年にかけて井上馨が外交を担当した時期は、知的財産権の保護が初めて本格的に取り上げられたことにおいて注目される。条約改正会議において、先述の日英通商航海条約第十七条と同様、特許、商標、図案（意匠）の保護に関して内国民待遇を規定することが決定されると共に、⁽¹²⁾パリ条約、ベルヌ条約への加盟も要求されることになったのである。そうした意味において、同時期は日本のパリ条約、ベルヌ条約への加盟に至る過程を検討する上で極めて重要であった。

また、井上期は、一方で、明治十七（一八八四）年六月の商標条例の布告（同年十月一日施行）、⁽¹³⁾翌十八（一八八五）年四月の専売特許条例の布告（同年七月一日施行）、⁽¹⁴⁾等、他方で、明治十六（一八八三）年のパリ条約調印、同十九（一八八六）年のベルヌ条約調印等、国内外で知的財産権の保護に関する法整備が進められていた時期でもあった。

こうしたことから、井上期は、条約改正交渉において知的財産権の保護が初めて本格的に取り上げられるようになっただけでなく、国内外で進められていた知的財産権保護に関する法制度の整備過程を検討する上でも極めて興味深い時期であった。

しかし、井上期の知的財産権の保護に関する交渉について、これまで本格的な研究は行われてこなかった。条約改正史研究では、知的財産権の保護に大きな関心が注がれることがなかったため、⁽¹⁵⁾通史、⁽¹⁶⁾外交史、⁽¹⁷⁾法制史のいずれにおいても詳細は明らかにされていない。また、知的財産権史研究でも、日本のパリ条約、ベルヌ条約への

加盟と条約改正交渉との関係については、しばしば言及されてきたものの、戦前期における日本外交文書の消失⁽¹⁸⁾等もあって、通史⁽¹⁹⁾、外交史⁽²⁰⁾、法制史⁽²¹⁾、経済史等のいづれにおいても、詳細には明らかにされてこなかった。

そこで、本研究では、明治三十二(一八九九)年の日本のパリ条約、ベルヌ条約への加盟に至る過程において、井上馨が外交を担当した明治十二(一八七九)年九月から同二十(一八八七)年九月までの時期に着目し、欧米諸国から技術や文化を次々と導入してきた明治政府が、知的財産権の保護に関する交渉を、英仏独米等の欧米諸国との間で、⁽²³⁾どのように行い、どのような経緯から知的財産権の保護に関する国際条約に加わるようになったのか、その端緒を明らかにしていきたい。

二 井上交渉の開始

(一) 明治十三年井上案の作成

明治十二(一八七九)年九月、それまで外務卿を務めていた寺島宗則に代わって、新たに井上馨が就任することになった。井上は、条約改正に向けた作業を開始し、翌明治十三(一八八〇)年五月に条約改正草案(明治十三年五月井上案)⁽²⁵⁾を作成し、各国駐在の日本公使に送付することになった⁽²⁴⁾。また、同年七月には、先の草案に若干の修正を施した上で、新たな草案(明治十三年七月井上案)を作成し、駐日欧州各国公使及び各国駐在の日本公使にそれぞれ送付した⁽²⁶⁾。しかし、いづれの案においても、外国人の工業所有権の保護に関する規定は設けられないことはなかった。

但し、日本に在留する外国人(以下、単に「在留外国人」という)の版權については、出版条例を適用する旨の規定が設けられていた。明治八(一八七五)年九月の出版条例⁽²⁷⁾は、書籍を著作し又は外国書籍を翻訳して出版す

る場合、願書を提出し免許を得た者に三十年間の専売権である版權を認める一方で、外国人への適用について明文規定を設けていなかった。しかし、明治十三年井上案（明治十三年五月案及び明治十三年七月案）には、イギリス人（在留外国人）が日本の出版条例等に違反した場合について、日本側が裁判権を行使する旨が規定されていた。具体的には、「日本及び大不列顛條約録覚書草案」の第五款⁽²⁹⁾において、イギリス人（在留外国人）が出版条例等の「施政規則」に違反した場合であつて、禁獄三箇月以下・罰金五百円以下までの場合には、日本側が裁判権を行使する旨が規定されていた。⁽³⁰⁾

井上は、この規定を設けた理由について以下のように説明している。即ち、「我国ニ住スル内外人民一般ノ安寧幸福ニ関スルモノニシテ即チ港内、水先、檢疫、出版、銃獵地方警察其他ノ諸規則ノ如キ是ナリ⁽³¹⁾」と、国内の治安維持等の観点から、出版条例等をイギリス人（在留外国人）にも適用しようとしていたのであった。また、上野景範外務卿代理も、「外人等ハ其治外法權ヲ持シテ常ニ日本政府及ヒ其官員ヲ誹謗シ甚シキハ近時西南賊徒ノ騷擾人心洵々ノ際ニ当リ外字新聞ハ訛伝巷説ヲ採集シテ賊徒ノ挙動ヲ賞揚スルニ至レリ而シテ我人民中ニ外国ノ文字ヲ解読スルモノ既已ニ少カラス（中略）政府ニ抗敵ノ感触ヲ發セシムルトキハ其影響スル所実ニ少小ニアラス⁽³²⁾」と、明治政府に対して批判的な報道を行うことが多い居留地新聞等の外国人著作物に対して苛立ちを募らせており、とりわけ明治十（一八七七）年の西南戦争の際には、明治政府に対して反発を生む雰囲気国内で醸成されてしまう事態を避けるため、規制の必要性を痛感していたのであった。出版条例を在留外国人に適用することは、彼らの版權も認めなければならなかったが、彼らの著作物を規制の対象に含めることも可能となる。井上らは、彼らの版權を保護するという目的よりも、国内の治安維持等を重視し、彼らの著作物に規制を加える目的から、同条例を彼らにも適用しようとしたのであった。

しかし、出版条例の在留外国人への適用を巡っては、既に明治政府内で決着していた問題であった。

明治八(一八七五)年九月、大久保利通内務卿は、「外国人出版成規之儀ニ付伺」⁽³³⁾を提出し、出版条例の在留外国人への適用可否について、正院の判断を仰ぐことになった。これに対し、当時外務卿であった寺島宗則は、現段階において日本政府としては、在留外国人を処罰する権利を有しないため、適用は難しいという姿勢を示し、法制局も、在留外国人に関する問題については特例と慣習によって対処することが多く、出版関係についてだけ出版条例という成文規定に基づいて対処することは困難であるという姿勢を示した。⁽³⁵⁾このため、同年十一月、正院は、「出版成規ハ外国人ニ及ボサル儀ト可相心得事」⁽³⁶⁾と、在留外国人には適用しない旨を決定していたのであった。

こうした中、明治十一(一八七八)年十一月、著作権の保護を目的として、在留イギリス人から著作権請求がなされることになった。⁽³⁷⁾明治政府にとつては、これを機に、少なくとも当該イギリス人に対して出版条例を適用することも可能となる事例であった。

しかし、大久保の後を継いだ伊藤博文内務卿は、当該イギリス人による著作権請求を認めなかった。仮に内務省において無害と判断され著作権を認めたとしても、当該イギリス人と他の外国人との間で著作権に関する何らかの問題が生じた場合、現段階では日本政府として外国人同士の問題には対処することはできなかった。したがって、「在留英国人ニ於テ総テ出版ニ係ル事項悉皆我カ条例ヲ遵守スルニ非サレハ免状授与難致」⁽³⁸⁾と、在留イギリス人全員(在留外国人全員)が出版条例に従わないならば、著作権を認めることは難しいとした。伊藤は、現段階において著作権請求を行った在留外国人毎にその都度版權を認めることは問題が多いとして、出版条例を外国人にも適用する場合は、全ての在留外国人が出版条例を遵守しない限り、出版条例を適用することは難しいと考えていたのであった。その後、明治十二(一八七九)年七月にも、版權の保護を目的として、駐日澳公使館員のオーストリア人から版權請求が出されることになったが、⁽³⁹⁾伊藤は、「出版条例ハ治外ノ人民ニ及サ、ル義ニ付其書ノ可否

ヲ論セス」と、先述の姿勢に変化を示すことはなかった。

このように、明治十三年井上案において、井上は、外国人の工業所有権の保護に関する規定を設けることはなかった。また、一度は決着していた出版条例の在留外国人への適用問題について、条約改正を機に再び見直し、全ての在留外国人にも適用しようとしていたのであったが、それは国内の治安維持等のため、彼らの著作物に規制を加えるためであり、彼らの版權を保護しようという目的からではなかった。したがって、同草案において、知的財産権の保護に関する規定は設けられなかったといえよう。

(二) 欧米諸国の反応

イギリスでは、ポンスフォート (Sir Julian Pauncefote) 英外務次官とパークス (Sir Harry S. Parks) 英公使は、明治十三年井上案において知的財産権の保護に関する規定が設けられていないことについては、特に大きな不満を示すことはなかった。⁽⁴¹⁾しかし、両者は、以前から日本の特許、商標制度に対して、少なからず関心を寄せていた。⁽⁴²⁾とりわけ、ポンスフォート英外務次官は、条約改正交渉において知的財産権の保護に関する問題を取り上げることに関心を示していた。明治十四 (一八八二) 年三月、英外務省において、日本公使館雇の英国人レーン (Stuart Lane) との間で対談が行われた。その際、レーンが、「商業上ノ事ニ関シ版權ナリ商標ナリ是等ノ事項ニ就テ互相ノ約ヲ締 (ハ) ントナレハ其実際ニ行ハレ得ヘクシテ各国互相ノ約ナルニ於テハ日本ハ必ス之ヲ許諾スルナルヘシ」と、⁽⁴³⁾版權と商標の相互保護については、日本との間で比較的容易に合意形成が可能であろうという見解を示した。これに対し、同英外務次官は、「然ラハ談判整ヒ難キ事モ無ルヘシ」と⁽⁴⁴⁾応じていた。

また、英商人は、明治十三年井上案に不満を示すことになった。在ロンドン英商人は、日本において英特許を保護するには特許法が必要であり、日本人による外国商標の模倣に対しても然るべき処罰が科せられるべきであ

ると主張し、在横浜英商人も、商標、特許、著作権 (copyright)⁽⁴⁶⁾ の保護については取り上げられるべきであると主張した。⁽⁴⁷⁾ とりわけ、彼らは、以前からパークス英公使に対して、日本において、これらに関する法制度の整備の必要性を訴えていた他、⁽⁴⁸⁾ 横浜居留地新聞である『ジャパン・ウィークリー・メール (Japan Weekly Mail)』にも、日本に特許制度が設けられていないことに対する不満が掲載されていたように、⁽⁴⁹⁾ 現実に被害に直面していた彼らにとって、知的財産権の保護は切実な問題であった。

イギリスでは、日本において広く模倣が行われていることに対して問題点が指摘されるようになっていたため、知的財産権の保護に関する規定を設けていなかった明治十三年井上案に対して不満が出されることになった。こうした反応は、イギリス以外の欧米諸国にも概ね見受けられた。明治十三年井上案に対するイギリス以外の欧米諸国 (フランス、ドイツ、アメリカ) の反応は以下のものであった。

例えば、バロワ (de Bailly) 仏代理公使は、明治十三年井上案について、仏商品をも日本の模倣品から保護する条項を加えることが極めて重要であるとして、その問題点を指摘していた。⁽⁵⁰⁾ 同仏代理公使は、日本の職人は非常に手先が器用であり、容易に欧州品の複製を作成することができるため、日本では複製が広く行われており、仏産業界は大きな被害を受けているとして、日本人の模倣技術の高さに対して警戒心を抱くと共に、模倣が広く行われている現状に危機感を募らせ、不満を抱いていたのであった。⁽⁵¹⁾

アイゼンデッヒャー (Karl J. G. von Eisenacher) 独公使は、明治十三年井上案について、井上と会談を行った際、「此草案ハ其考案甚タ当ヲ得ス要求多クシテ譲与鮮ナシ」と、不満を示したものの、知的財産権の保護に関する規定が設けられていないことについては、特に言及することはなかった。しかし、アイゼンデッヒャー独公使は、後述するように、予備会議において、知的財産権保護に関するフランスの問題提起に賛成していることから、日本において模倣が広く行われていることに対しては、少なからず問題視していたことがうかがえる。

ビングラム (John Arende Bingham) 米公使も、日本の特許制度に関心を寄せていたものの、⁽⁵³⁾ 明治十三年井上案が送付されなかったこともあって、⁽⁵⁴⁾ 直接的な反応を示すことはなかった。しかし、ビングラム米公使も、明治十二(一八九七)年六月、エヴァーツ (William M. Evarts) 米国務長官から、自社商品が日本において偽造されているという米社 (Messrs. Fairbanks & Co.) からの苦情を受けて、日本政府への働きかけを指示されていた。⁽⁵⁵⁾ また、明治十五(一八八二)年三月には、ビューレン (Thomas B. Van Buren) 在横浜米国総領事から、日本において外人の発明を保護する条約や規定が存在しないため、数多くのアメリカの発明が特許権者の許可なく模倣されているという報告を受け取っており、⁽⁵⁶⁾ 日本において模倣が広く行われていることに対して、不満を抱えていたのであった。

このように、大方の欧米諸国は、程度の差異は見られたものの、日本において広く模倣が行われていることに対して、少なからず不満を抱えていたのであった。特に、フランスは、早くから日本の模倣技術の高さに警戒心を示すと共に、自国の被害が大きくなっている現状に危機感を募らせていた。このため、同国は、明治十三年井上案に不満を示し、該問題を積極的に取り上げていく姿勢を示すことになった。

三 問題提起と日本の姿勢

(一) 予備会議の開催

明治十五(一八八二)年一月二十五日、条約改正の議論を行うため、条約改正予備会議が東京において開催されることになった。この予備会議は、合同会議形式によって、同年七月二十七日まで開催され、参加国は、日、英、仏、独、墺、露、伊、蘭、スペイン、スイス、デンマーク、スウェーデン、ノルウエーであり、遅れてベル

ギー、ポルトガル、アメリカが参加することになった。

同年二月から議事進行、民事・刑事裁判権等について話し合われた後、四月五日の会議において、井上は重要な宣言することになった。「日本全国を外人に啓きて其日本法律に服従する上は何の場所を問はず入居するを許可せんことを際議す故に即ち外国人民は日本人民と同様の制限に従て国内何れの地たりとも随意に旅行し居住し且つ動産不動産を所有し商売産業を営なむの自由を許与せんことは当政府今日に在て異議なし⁽⁵⁷⁾」等と、外国人が日本の法律（法令）に服することを条件に、外国人にも日本国内への旅行、居住、動産・不動産の所有、営業を認め、国内を開放する用意があるという内地開放宣言であった。この宣言は各国から歓迎され、その後の会議が進められることになった。

六月十五日の会議で、井上は、各国委員に対し、「本会に提議せんと欲する事項あらば便ち各自の之を開陳せられんことを求む⁽⁵⁸⁾」と、自由な問題提起を促すことになった。

これを受けて、シエンキエウィッツ (Joseph Adam Sienkiewicz) 仏委員から、「文学或は美術上の出版権、専売権及び商標保護の事に就ては欧州現行の通法に準拠して其取締の為適宜の方法を設け之を新条約中に本文若くは特別の條款として加へんことを当議会に於て審議あらんことを請ふ⁽⁵⁹⁾」と、「文学或は美術上の出版権」、「専売権」(patents)⁽⁶⁰⁾、商標の保護について、欧州諸国の法律に準拠した規定を条約中若しくは特別の條款に加えることが提起され、英、独、奥、伊の各委員もこれに賛成することになった⁽⁶¹⁾。

とりわけ、パークス英委員は、日本において外国人の特許を保護する法律が制定されていないため、外国人は以前から被害を受けており、また、日本人による外国商標の偽造も後を絶たず、損害も大きくなっているため、相当の処罰をもって対処すべきであると、日本の現状を厳しく批判した⁽⁶²⁾。後日、英商標偽造に関する英商会 (Messrs. Cornes & Co.) からの苦情も受け、この問題を再度取りあげる等⁽⁶⁴⁾、同英委員は厳しい姿勢を示すことに

なった。

これに対し、井上は、「互相の主義に基き特別の約定を以て取極めざる可からずと思考す⁽⁶⁵⁾」と回答し、条約改正交渉とは別に特別約定によって取り決めたいという姿勢を示し、参加委員からは特に異論が出されることはなかった。

このように、予備会議において、知的財産権の保護が初めて問題提起されることになった。既述のように、フランスは明治十三年井上案に不満を抱いていたため、井上から自由な問題提起を促されると、早速問題提起することになり、他の各国も支持することになった。

井上は、この問題は別立てで交渉することで、それ以外の交渉を優先させる意向を示し、各国からの厳しい追及をかわすことになったが、この背景には、そもそも国内法制度の整備が十分に追いついていないという現状があった。明治十四（一八八二）年四月に設立された農商務省では、欧米諸国から既に外国商標の偽造について苦情が寄せられていたこともあって、商標条例の作成が急がれていたが、予備会議開催当時、商標条例と専売特許条例は依然として未制定であったため、井上としては、欧米諸国から知的財産権の保護を要求されたとしても、少なくともこれらの条例が制定されるまでは時間を稼ぐ必要があった。

しかし、予備会議においては、これ以上本格的な話し合いは行われなかったため、詳細については今後の交渉に委ねられることになった。

（二） 外国商標偽造事件に対する日本の姿勢

予備会議において、右のように知的財産権の保護が取り上げられることになった背景には、井上の外務卿就任直後から、既述のように、欧米諸国から寄せられていた、外国商標偽造に関する苦情があった。

例えば、明治十二（一八七九）年九月、エヴァーツ米国務長官からの先述の指示を受けて、ビンガム米公使は、米社（Messrs. Fairbanks & Co.）の製品が日本人によって模倣され、「Fairbanks Patent」と押印され販売されているとして、「商標使用ヲ制禁セシメラル、様」⁽⁶⁷⁾、日本政府に要求していた。

これを受け、井上は、伊藤内務卿に至急取調の依頼を出すことになった。⁽⁶⁸⁾ 井上としては、迅速に対応することによって、アメリカの不満を緩和すると共に、問題の早期解決を図ろうとしていたのであった。しかし、内務省は、該件は大蔵省の主管であるため、一度同省に問い合わせを行うよう返答した。⁽⁶⁹⁾ 外国商標偽造事件に対して、明治政府内では所管すべき官庁も明確でなく、どのように対処するのか、十分に連携が取れていなかったのである。外務省は、再度、内務省に対して、該件は地方、営業に関係する問題であり、内務省において取調べを行うことが至当であるとして依頼しなければならなくなった。⁽⁷⁰⁾

結局、伊藤は取調べを行うことを了承し、同年十一月、伊藤から、当該日本人は英語を理解することができなかったため、社名とは知らずに押印して販売していたこと、しかし、自首してきたため無罪とし、当該模倣品から「Fairbanks」を削除させたこと、今後も嚴重に監視を継続していく旨の報告が入ると、井上はビンガム米公使にその旨を伝えることになった。⁽⁷¹⁾

ビンガム米公使は、エヴァーツ米国務長官から、今回のような日本人による米商標偽造を取り締まる条文が存在していないことを知らされていたため、⁽⁷²⁾ 関係者の処罰までを求めることはなく、当該米社の商標の使用禁止だけを要求していたこともあって、井上の対応を評価し、この件については、これ以上大きな問題となることはなかった。

日本国内では欧米諸国品を模倣することが広く行われていたこともあって、以後も外国商標偽造事件が度々発生し、井上はその対応に追われることになるが、右の事件については、迅速に対応することによって、アメリカ

の不满を最小限に留め、急場を凌ぐことができた。

明治十六（一八八三）年九月、トレンチ (Power le Poer Trench) 英代理公使は、日本人が英社 (Messrs. Cocking & Co.) の商標を偽造し、「シン コッキング」という社名で、当該英社の薬品とは別の薬品に偽造商標を貼付し販売しているとして、これまで日英間において発生した二つの英商標偽造事件⁽⁷⁵⁾を引き合いに、「偽造ヲ停止シ右犯罪者ヲ捕縛シ之ヲ罰スルニ必要ノ処置屹ト御施行可相成」と、偽造の停止と関係者の処罰を日本政府に求めることになった。トレンチ英代理公使は、当該英社の被害を日本の裁判所に訴えることも考慮したが、このような外交手段を用いた背景には、日本の裁判所への手続きは概して時間を要し、その間に当該日本人が証拠隠滅を図ってしまう恐れがあったためである。また、当該英社も多くの証拠を用意しなければならず、その負担も大きいことから、先の英商標偽造事件を参考に、偽造の停止と関係者の処罰を日本政府に直接求めることが望ましいとするロバートソン (Russell Robertson) 在横浜領事の意見を受け入れたのである⁽⁷⁷⁾。

しかし、かかる要求は、日本外務省では困惑をもって受け止められることになった。なぜなら、「今日我国新刑法ノ実施アリテ以来ハ該刑法中明文ナキ件ハ之レヲ罰スルコト能ハス現ニ同刑法中外国商標等ノ偽造使用ヲ禁シタル明文ナキニ於テヤ⁽⁷⁸⁾」と、この当時、既に罪刑法定主義を規定する刑法（旧刑法）が施行されていたため、今回のような事件を取り締まる規定が存在していなかった。したがって、関係者を処罰することはできず、先の英商標偽造事件と同様の対応を取ることが難しくなっていたからであった。

このため、日本外務省では、「該商標ハ啻ニ英国倫敦政府商標検査局ニ於テ公然登簿セラレタルニ過キス更ニ我
国法律ノ曾テ認識シタルモノニ非レハ我
国人之レヲ贗モ決シテ我國法ニ抵触スル所之レナク法律
上ノ犯罪ニ然サルコト明カナレハ之ヲ罰セント欲スルモ得ヘケンヤ⁽⁷⁹⁾」と、当該英商標はイギリスにおいて登録さ
れたものであって、日本の法律によって認められたものではないため、今回の事件は日本の法律に抵触するもの

ではないという強硬意見が出された。或いは、「英公使ノ請求ニ応シ一時其好意ヲ得ルモ其国政府ノ之レヲ監査スルニ至ラハ却テ我国司法裁判上ノ信用ヲ毀損シ今日緊要ノ問題タル条約改正ノ件ニ迄稍々影響スル所ナシトハ保シ難シ⁽⁸⁰⁾」と、明文規定が存在していないにもかかわらず、トレンチ英代理公使の要求に応じて、関係者を処罰することが逆に日本の司法制度への信頼度を低下させ、条約改正交渉へ悪影響を及ぼす恐れがあるという懸念も出されることになった。

結局、「聊カ先例モアリ且ツ我国ノ商標剽窃ハ道德上稍々咎ムヘキ所アレハ公使ノ苦情ニ対シ交際上ノ礼遇ニ出テ(中略)商標贋造使用ヲ禁製セシムルヨリ外力仕方ナカルヘシ⁽⁸¹⁾」と、先例の存在や道德的観点、更には「交際上ノ礼遇」の観点から、可能な範囲でトレンチ英代理公使の要求に応じることになった。外務省は、イギリスの要求に対して、明文規定が存在していないにもかかわらず、関係者を処罰することの利益・不利益と、刑法の厳格な運用の観点から、イギリスの要求を拒否した場合の利益・不利益とを比較考慮し、可能な範囲において最大限の対応を講じることになった。外交問題化を避け、条約改正交渉において同国の支援を少しでも得るためであった。

また、大木喬任司法卿も、「民事裁判所ニ於テ差止ヲ命シ賠償ヲ為サシムルハ格別ナリト雖トモ刑事上ニ於テハ不問二置カサルヲ得スト思考ス但本件ハ實際弊害モ有之候ニ付処罰法設定ノ運ニ致置候⁽⁸²⁾」とした。民事はともかく、刑事事件として問うことはできないとしつつも、今回の事件は国内においても弊害があるため、何らかの規定を設けることも検討したいと、外務省に理解を示していた。このため、外務省は内務省に対して、「偽造之商標ヲ用ヒ販売候者有之候ハ、以後右之商標使用不致様其筋ヨリ論達相成候様御取計有之度⁽⁸³⁾」と、関係者に当該英商標を使用しないよう諭達することを依頼した。関係者の処罰はできないという前提を維持しつつ、少なくとも偽造行為を止めさせる努力をすることになった。

しかし、調査に着手するまでに時間を要してしまったこともあり、取調べを行った時、既に関係品は売却され、関係者の手元には残されていなかったため、彼らに「戒諭致シ置キ候外」⁽⁸⁴⁾なく、逆に綿貫吉直警視副総監から、「商標条例速ニ御創定不相成候テハ到底取締之方法無之」⁽⁸⁵⁾と、法制度の不備が指摘されることになった。

結局、井上は、トレンチ英代理公使に対して、刑法には明文規定が存在していないため、関係者の処罰は困難であること、また、予備会議で提案された商標保護の問題についても、未だ合意に至っていないことから、先例と同様の対応は困難であるものの、当該英商標を使用しないよう関係者に諭達した旨を説明し、⁽⁸⁶⁾日本側の対応に理解を求めることになった。しかし、当該英社からは、十分な評価を得るには至らず、⁽⁸⁷⁾日本政府が思うような結果を残すことができなかったのであった。

このように、井上は、外務卿就任直後から、外国商標偽造事件に対して、政府内の連携が十分に取れていない中で、少しでも欧米諸国の不満を緩和しようと努力した。明治十六（一八八三）年の英商標偽造事件では、刑法が施行されていたこともあって、井上は対応に苦慮することになった。条約改正交渉において、悪影響が及んでしまうことを最小限に抑える一方、少しでもイギリスからの好意を得るため、明文規定が存在しないにもかかわらず、政治的判断により、可能な範囲において最大限の対応を講じることになったのである。井上は、条約改正交渉において、かかる外国商標偽造事件が欧米諸国からの圧力の契機になることを最も懸念したのであって、これらを切り離すべく、極力局地化しようとしていたといえよう。

（三） 外国人適用問題に対する井上の姿勢

明治十六（一八八三）年六月、専売特許条例の制定作業を進めていた農商務省は、作成中の専売特許条例案について、外務省の意見を求めることになった。⁽⁸⁸⁾農商務省は、「専売特許法ノ制定以前ニ於テ一大問題ヲ断言セサ

ルヲ得サルモノアリ何ソヤ其保護法ヲ内国人ニ止ムルヲ得ヘキヤ否ヤノ事是ナリ⁽⁸⁹⁾と、専売特許条例を外国人にも適用すべきかどうかについて、外務省に意見を求めたのであった。農商務省としては、「専売特許ノ保護ヲ外人ニ及スモノトセハ外国発明ノ利益ハ其専売免許ノ満期迄悉皆外人ノ専有二婦シ本邦人民ノ外国品ヲ模造スルニ当リ障碍ヲ被ムル事蓋シ鮮少ナラサルナリ今ニシテ此事アラシメハ本邦製造業ヲ促進スルノ途ニ於テ一大患害タルハ論ヲ俟タスシテ明カナリ⁽⁹⁰⁾」とした。外国人にも専売特許条例を適用した場合、「専売免許」(特許)の満期まで日本人が当該発明品を模倣することに支障が生じ、国内製造業に大きな弊害が発生してしまうことを懸念し、その適用を日本人に限定しようとしていたのであった。

これに対し、井上は、「外人ニ専売免許法ヲ付与スルト否ヤ及ヒ我専売免許法ヲ外国人人民ノ間ニ実施ノ効ヲ有セシムルト否ヤハ特約ヲ設クルノ非ラザレバ難被行故ニ姑ク我邦人ノミニ施行スベキモノ⁽⁹¹⁾」と、外国人にも特許を与えることや専売特許条例を外国人の間でも適用させることについては、各国との間に特約を設けなければ困難であるため、暫くの間は日本人に限定すべきものであるとして、農商務省の姿勢を支持することになった。

しかし、井上は、少なくとも特許については、在留外国人にも与えることを一旦は検討していた。

というのも、先述の農商務省に対する回答の草稿では、「全ク新発明ノ事物ニシテ外国并ニ我邦ニ公用セラレタルコト無キモノト視認スルモノナランニハ之ニ相当ノ専売特許權ヲ付与スルモ決シテ我ニ損ナキノミナラズ我人民首トシテ之ヲ利用スルヲ得ベク(中略)我邦ニ在留スル外人ニ専売ノ特權ヲ付与スルモノトスルトキハ我邦内ニ在ツテハ必我専売特許ノ規則ヲ遵守シ凡ソ我人民ノ発明スル所ノモノハ必ス犯ス可カラザルニ至ラン(中略)之ニ専売ノ特權ヲ付与セズトセンカ彼或ハ我人民ノ専売特許ヲ得ルモノアルニ拘ワラズ其居留地内ニ在ツテ恣ニ模造擬作スルニ至ルモ亦不可知此ノ如クナルトキハ専売特許法ヲ設クルモ畜ニ益ナキノミナラス却テ内外人ノ間ニ偏頗殊別ナル不快ノ感触ヲ生起セシムルニ過キザルヘシ⁽⁹²⁾」と、記述していたからであった。

つまり、在留外国人の発明であっても、全くの新発明であり国内外において公用でない場合に、この発明に対して特許を与えることは、日本人が真つ先にこの発明を利用することができるため、必ずしも日本側には損失ではない。また、在留外国人に特許を付与したとしても、彼らは必ず専売特許条例を遵守し、日本人の発明を侵害するはずもない。逆に彼らに特許を与えない場合は居留地において模倣が横行し、専売特許条例を制定する利益が失われてしまったため、内外人間に不公平感が生まれてしまうであろうとし、国内外で公知・公用でない場合は、在留外国人に限って特許を与えることも考えていたのであった。

井上がこうした考えを巡らすようになった背景には、農商務省の専売特許条例案を審査した委員（近藤貞鋤、柳谷謙太郎、栗野慎一郎）による、在留外国人にも専売特許条例を適用すべきであるとした報告があった。その中では、「外国人ノ我発明専売特許ヲ犯シ我製造品ヲ模造擬作シテ之ヲ輸入シ或ハ居留地ニ於テ之ヲ販売スル者アルトキハ如何之ヲ処分スルヤ否ヤニ至テハ頗ル緊要ノ問題ナリ（中略）所謂治外法権ノ存スル間ハ之ガ懲罰ヲ下シ之カ損害ヲ要償スルニ難ケレハ能ク此ノ予防ヲナサ、レハ此条例モ亦遂ニ徒法ニ属スルノ恐ナキ能ハサルナリ由是觀之發明専売条例ハ寧ロ日本人ニ限ランヨリモ他ノ遊獵規則等ノ如ク居留ノ外国人ニモ其便益ヲ与ヘテ条例ヲ遵奉セシメ（中略）未タ外国ノ發明専売権ヲ有セサル真正ノ發明者ニ限り特許スヘシトノ一条款ヲ以テ該条例中ノ一大原則ト為スニ至ラハ右点ノ擬題ハ其ノ得失多弁ヲ費サスシテ知ルヘシ（中略）我国内ニ在ル外国人ニハ此特許ヲ及ホス者トナシ条例発行前各国公使ト内々協議シ犯者必罰ノ取極ナカラルヘカラルモノトス」と、在留外国人が日本人の特許を侵害した場合が特に懸念されていた。現段階においては彼らを取り締まることができないため、専売特許条例を制定する利益が失われてしまうとして、外国において未だ特許が取得されていないことを条件に、「遊獵規則」⁹⁴（遊獵問題）と同様に、むしろ彼らにも特許を与え、専売特許条例を遵守させることが望ましいとされた。違反した在留外国人の処罰については、同条例が「発行」（布告）される前までに、別途

各国との間で協議することが提言されていた。

審査委員は、遊獵問題のように、日本の法令に違反した在留外国人に対処できないという事態を最も懸念していたため、農商務省とは反対に、専売特許条例を遵守させることを主眼として、むしろ彼らにも同条例を適用しようとしていたのであった。審査委員は、在留外国人に出版条例を適用しようとした明治十三年井上案と同様、専売特許条例についても、彼らの特許を保護しようという目的からではなく、彼らの発明品に規制を加えることができるようにすることを重視していたのであった。

井上は、こうした報告に基づき、先述のような草稿を考えていたのであった。しかし、井上は、審査委員とは異なる目的から、在留外国人にも専売特許条例を適用しようとしていたのであった。それは国内産業の発展という目的であった。井上は、審査委員が最も懸念していた、在留外国人が日本人の特許を侵害する事態は起り難いと考えていた。また、国内外で公知・公用でない場合に、在留外国人にも特許を与えることは、国内産業の発展に利益をもたらすとも考えていた。欧米諸国よりも先に日本において新技術が公開されることが期待できるからである。井上は、明治十三年井上案において出版条例を適用しようとした場合とは異なり、在留外国人を取り締まるために専売特許条例を適用しようとしていたのではなかった。国内産業の発達を目的に、真つ先に日本で新発明技術を公開したことの代償として、彼らの特許を保護しようとしていた。井上は、新技術を公開した代償として特許が与えられるという特許制度の趣旨に対して、農商務省や審査委員よりも理解を示していたのである。

しかし、井上は、こうした考えを翻し、専売特許条例の外国人への適用については、暫く見合わせることにし、いずれ適切な時期に外交交渉を行うことよって判断したいという姿勢を示すことになった。後述するように、井上は、明治十七（一八八四）年八月に提示する覚書において、特許等の保護に関する交渉については、条約改

正後まで延期したいという姿勢を示すことになる。また、明治十九年五月井上案において、特許の保護について、事前にフランスとの間で同意しながらも結局は規定しなかったことを考慮すると、農商務省が慎重姿勢を示していることもあって、外国人への適用については時期尚早と判断したと思われる。この結果、特許等の保護は外交手段の一つとして次第に認識され、井上から条約改正交渉に先行して交渉が行われる可能性が低減することになったといえよう。

(四) パリ条約、ベルヌ条約に対する日本の姿勢

一方、国際社会では、知的財産権の保護に関する枠組み作りを進めるため、会議が開かれるようになっており、これに合わせて、日本政府に対しても参加の勧誘が行われることになった。

明治十四(一八八一)年六月、パリ条約に関する国際会議を主催するフランスのロケット(Guillaume de Rouette)公使から、パリ条約への加盟が勧誘されることになった。⁽⁹⁵⁾ フランスは、明治十三(一八八〇)年十一月にパリで開催された最初の公式会議において採択されたパリ条約草案を各国に送付すると共に、次回の会議への参加を広く呼びかけていた。

しかし、河野敏鎌農商務卿は、「商標条例発明専売法等ノ制定必要ナル秋ニ有之目下右方法取調中ニ御座候尤モ他日該方法施行候共発明専売権保護ノ如キハ未タ外国ト其約ヲ立ルノ場合ニ至ル可ラス固テ今般各国ノ委員ヨリ請求スル加入之義ハ然諾難致ト存候⁽⁹⁶⁾」と、拒否した。商標条例と専売特許条例は現在作成中であり、たとえ両条例を施行したとしても、とりわけ特許の保護については、外国との間で条約を締結することはできず、パリ条約への加盟を承諾することは難しいとした。

このため、上野景範外務大輔は、ロケット公使に対して、「商標条例発明専売法等取調中ニ而未タ外国ト立

約の場合ニハ難至仍而目下該會議約定中へ加入儀ニ付テモ御来意ニ応シ兼候⁽⁹⁷⁾と、商標条例及び専売特許条例が作成中であることを理由に、パリ条約への加盟拒否を伝えることになった。

明治十八(一八八五)年九月にも、マルチノ(Renato de Martino)伊公使から、翌明治十九(一八八六)年四月にローマにおいて、パリ条約の改正に関する会議が開催されることに合わせて、同条約への加盟が勧誘されることになった。⁽⁹⁸⁾しかし、西郷従道農商務卿は、「条約中第五条ノ如キハ本邦今日ノ状況ニ在テハ頗ル不利⁽⁹⁹⁾」と、特許製品の輸入による特許喪失に関して規定した同条約第五条を理由に、依然として加盟に慎重な姿勢を示した。このため、井上は、「専売特許条例施行ノ日猶淺ク所務未タ充分整頓不致⁽¹⁰⁰⁾」と、専売特許条例の施行から間もないことを理由に拒否することになった。

ベルヌ条約については、明治十七(一八八四)年二月、同条約に関する国際会議を主催するスイスのウォルフ(A. Wolf)総領事から、同条約への加盟が勧誘されることになった。⁽¹⁰¹⁾

しかし、山縣有朋内務卿は、「国勢ノ進歩同等ノ地位ニ在ラスシテハ其利ヲ見ル能ハス北米合衆国ノ如キモ未ダ右等ノ条約施行致サ、ル位ニ候⁽¹⁰²⁾」と、日本と欧州諸国とは「国勢ノ進歩」が同等でないため、加盟する利益が見出せず、アメリカも加盟していないとして、否定的な姿勢を示した。大木喬任文部卿も「彼ニハ益アルベキモ我ニハ益スル所ナク百般ノ事業上不便不少儀ト存候⁽¹⁰³⁾」と、山縣内務卿と同様の姿勢を示し、更には、西郷従道農商務卿も「未タ美術上ノ著作権ヲ保護スルノ法規無之ニ付勢加盟御応諾難相成ハ勿論假令右法規制定之期ニ至ルモ尚宜ク審按ヲ要スヘキ義ト存候⁽¹⁰⁴⁾」と、現在「美術上ノ著作権⁽¹⁰⁵⁾」を保護する法令は制定されておらず、また制定したとしても加盟は慎重に判断する必要があると、それぞれ一樣に加盟に否定的な姿勢を示すことになった。

このため、吉田清成外務大輔は、ウォルフ瑞西総領事に対して、「制度未ダ完備ニ至ラス⁽¹⁰⁶⁾」等と、様々な断り文句を考えた末に、結局、「篤ト加熟考候処右ハ他人ノ著作権ヲ保護スルノ旨趣ニシテ固ヨリ美拳トハ確信候へ

共我政府ハ乍遺憾御企図之會議ニ加盟致兼候⁽¹⁰⁷⁾と、他人の著作権を保護するという条約の趣旨は確かに「美拳」であるとしつつも、加盟することはできないとだけ回答することになった。

この後も、明治十七（一八八四）年から翌明治十八（一八八五）年にかけて、スイスから度々加盟が勧誘されることになったが⁽¹⁰⁸⁾、いずれに対しても、井上は、「乍遺憾該會議ニハ加入難致⁽¹⁰⁹⁾」、「乍遺憾右御企図之會議ニ參同致兼候⁽¹¹⁰⁾」等と、拒否することになった。

このように、国際社会では、知的財産権の保護に関する枠組み作りが進められており、日本政府に対しても、パリ条約、ベルヌ条約への加盟が度々促されることになったが、いずれも拒否することになった。これは、農商務省等の政府内における慎重姿勢のためであったが、そもそも外務省内にも、「万国版權免許設立ノ企拳アリタルトハ了知スル所ナレトモ万国發明專特許法設立ノ企テアリタル事ハ未タ曾テ聞知セサル所ナリ若シ万一之レアルモ實際行ハレ難キ議論タル明瞭ナリ⁽¹¹¹⁾」と、少なくともパリ条約については、成立する事自体に懐疑的な姿勢を示す意見も示されていたのであった。明治政府は、知的財産権の保護に関する国際的な枠組み作りに対して冷淡な姿勢を示していたのである。

確かに、パリ条約については、明治十六（一八八三）年に成立することになったものの、會議を主催したフランスにおいてすら、同条約によって大きな損失を受ける等として、激しい反対運動が展開されていた。加盟国内にも同条約に対する反対論が根強く存在しており、また、ドイツのように、同条約には自国法と相容れない点が含まれるとして、個別的な二国間条約によって、目的を達成しようとする国もあり、明治三十三（一九〇〇）年頃までは十分には定着していなかった⁽¹¹²⁾。

勿論、園田孝吉倫敦領事のように、「近頃欧州ニ於テ本邦之器物模様（假令ハ花鳥富士山其他紋形等）頗ル流行百般之器物裝飾具壁紙等へ使用シ間接ニ我商業へ影響ヲ及ホシ候懸念不少（中略）彼我之権理御保護相成候ハ商

工業ヲ勸奨スルニ最モ必要之義ト愚考候⁽¹³⁾と、近年欧州諸国では日本品が流行し、これらの模倣品も出現するようになっていたため、これらを保護するためにも条約へ加盟することが必要であるという意見も存在していたが、政府内では主流を占めるまでには至っていなかったといえよう。

その一方で、日本外務省は、出来る限り穏便に拒否しようとしていた。加盟しないことによる現実的な利益を確保したいという思惑と、この時点では、条約改正交渉への影響について必ずしも明確には意識されていなかったものの、勧誘を拒否することにより、欧米諸国の対日感情を悪化させたくないという思惑との狭間で苦慮していたのであった。

(1) 本研究では、知的財産基本法第二条第一項及び第二項の規定に従い、知的財産とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であつて、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいい、知的財産権とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

以下、本研究において対象とするのは、特許権、商標権、意匠権及び著作権の四権であるため、これら四権をまとめて指すときには、「知的財産権」という。

(2) Adams to Iwakura Tomomi, October 21, 1871. (外務省外交史料館蔵「商標偽造関係雑件」(第三門第五類第六項第二号)第一巻。以下、「商標偽造関係雑件」と省略。)

(3) 日英通商航海条約第十七条は以下の通り(『法令全書』明治二十七年八月二十七日勅令無号)。

第十七条

両締盟国ノ一方ノ臣民ハ他ノ一方ノ版図内ニ於テ法律ニ定ムル所ノ手續ヲ履行スルトキハ専売特許、商標及意匠ニ関

シ内国臣民ト同一ノ保護ヲ受クヘシ

(4) 本研究では、パリ条約ストックホルム改正第一条第二項第三項の規定に従い、工業所有権の保護は、特許、実用新案、意匠、商標、サービス・マーク、商号、原産地表示又は原産地名称及び不正競争の防止に関するものとし、また、工業所有権の語は、最も広義に解釈するものとし、本来の工業及び商業のみならず、農業及び採取産業の分野並びに製造した又は天然のすべての産品（例えば、おどろ酒、穀物、たばこの葉、果実、家畜、鉱物、鉱水、ビール、花、穀粉）についても用いられるものとする。

尚、本研究が対象とする時期のパリ条約には、第一条、第二条、及び議定書第一、第二において、以下のように規定されている（外務省外交史料館蔵「工業所有権保護万国同盟一件」（第二門第九類第五項第四号）第一巻）。

ARTICLE I.

The Governments of Belgium, Brazil, Spain, France, Guatemala, Italy, Holland, Portugal, Salvador, Servia, and Switzerland constitute themselves into a Union for the protection of Industrial Property.

ARTICLE II.

The subjects or citizens of each of the Contracting States shall, in all the other States of the Union, as regards patents, industrial designs or models, trade-marks and trade names, enjoy the advantages that their respective laws now grant, or shall here-after grant, to their own subjects or citizens.

Consequently, they shall have the same protection as the latter, and the same legal remedy against any infringement of their rights, provided they observe the formalities and conditions imposed on subjects or citizens by the internal legislation of each State.

1. The words "Industrial Property" are to be understood in their broadest sense ; they are not apply simply to industrial products properly so called, but also to agricultural products (wines, corn, fruits, cattle, &c.), and to mineral products employed in commerce (mineral waters, &c.).

2. Under the word "patents" are comprised the various kinds of industrial patents recognized by the legislation of each of the Contracting States, such as importation patents, improvement patents, &c.

パリ条約第一条及び第二条では、「Industrial Property」の保護は、特許、意匠、商標、商号に関するものとする旨が規定され、議定書第一及び第二は、「Industrial Property」の語は、最も広義に解釈するものとし、工業品だけでなく、農産品（ぶどう酒、穀物、果実、家畜等）や、採取産品（鉱水等）についても用いられるものとし、「patents」の語は、輸入特許や改良特許等、各同盟国の法律によって認められた様々な工業特許を含む旨が規定されている。

また、本研究が対象とする時期の日本外交文書には、「industrial property」や「propriété industrielle」の訳語として、当初は、「製造上所有ノ権」（明治十四年六月三日付井上外務卿宛仏国公使書簡訳文（外務省編纂『日本外交文書』第十四卷（日本国際連合協会、昭和二十六年）、八六号、二三六頁）等の用語が用いられていたが、次第に「工業所有権」（明治十八年九月二十七日付井上外務卿宛伊国公使書簡訳文（外務省編纂『外交文書』第十八卷（日本国際連合協会、昭和二十五年）、二三九号、四一〇—四一一頁）という用語が用いられ、個人的なやり取りを行う書簡（後掲註（一七一））等にも見られるようになっており、本研究では、引用文の表記のまま、「工業所有権」という用語を使用する。

(5) 明治十六（一八八三）年三月二十日、パリにおいて、フランス等の十一カ国（仏、ベルギー、スペイン、伊、蘭、ポルトガル、スイス、ブラジル、グアテマラ、サルバドル、セルビア）によって調印された。その後、明治十九（一八八六）年にローマにおいて第一回改正会議が、明治二十三（一八九〇）年及び翌明治二十四（一八九一）年にマドリッドにおいて第二回改正会議が、明治三十（一八九七）年及び明治三十三（一九〇〇）年にブラッセルにおいて第三回改正会議が、それぞれ開催された。

イギリスは明治十七（一八八四）年に、アメリカは明治二十（一八八七）年に、ドイツは明治三十六（一九〇三）年に、それぞれ加盟している。

(6) 明治十九（一八八六）年九月九日、ベルヌにおいて、スイス等の十カ国（スイス、仏、ベルギー、独、英、スペイン、伊、ハイチ、リベリア、チュニジア）によって調印された。その後、明治二十九（一八九六）年にパリにおいて第一回改正会議が、明治四十一（一九〇八）年にベルリンにおいて第二回改正会議が、それぞれ開催された。

アメリカは、平成元（一九八九）年に加盟することになったが、加盟が遅れた理由として、ベルヌ条約では無方式

主義が採用されたことがあった(木棚照一「知的財産法の統一に関する沿革的考察」(小野昌延先生古稀記念論文集刊行事務局編『知的財産法の系譜 小野昌延先生古稀記念論文集』(青林書院、二〇〇二年)、一三頁)。

(7) 日英通商航海条約付属議定書第三は以下の通り(『法令全書』明治二十七年八月二十七日勅令無号)。

第三

日本国政府ハ日本国ニ於ケル大不列顛国領事裁判権ノ廃止ニ先タチ工業ノ所有權及版權ノ保護ニ関スル列国同盟条約ニ加入スヘキコトヲ約ス

(8) 『法令全書』明治三十二年三月一日法律第三六号、法律第三七号、法律第三八号、同年三月三日法律第三九号、同年六月二十七日勅令第三一三三号。

(9) 『法令全書』明治三十二年七月十二日勅令無号、同年七月十三日外務省告示第九号。

(10) 『法令全書』明治三十二年六月十四日勅令第二五一号。

(11) 但し、工業所有權については、日独通商航海条約を受けて、明治二十九(一八九六)年十一月の農商務省令第九号により、外国人にも權利付与を認めることになった。この詳細な経緯については稿を改めたい。農商務省令第九号は以下の通り(『法令全書』明治二十九年十一月二十日農商務省令第九号)。

第一条 外国在住者ニシテ發明ノ特許、意匠、商標ノ登録ニ関シ出願又ハ請求ヲ為ストキハ帝国内ニ在住スル者ヲ以テ代人トナシ委任状ヲ提出スヘシ

第二条 外国人ニシテ特許又ハ登録ニ関シ出願又ハ請求ヲ為ストキハ其願書又ハ請求書ニ国籍証明書ヲ添付スヘシ

第三条 願書、明細書、請求書其他届書類ハ日本文ニテ認ムヘシ

第四条 代人委任状国籍証明書等外国文ニテ認メルモノハ其訳文ヲ添付スヘシ

明治二十九年十一月二十日 農商務大臣子爵榎本武揚

(12) 外務省調査局監修・日本學術振興會編纂『条約改正關係 日本外交文書 會議録』(以下、『會議録』と省略)(日本國際連合協會、昭和二十三年)、一一六四頁。

尚、明治二十(一八八七)年七月の条約改正會議において決定された条約改正草案(通商及航海条約草案)第三條には以下のように規定されていた。

第三条

締盟国ノ一方ノ臣民或ハ人民ハ他ノ一方ノ版図内ニ在テハ法律ニ於テ定ムル所ノ手続ヲ履行スルトキハ専売特許、商標及ビ图案ニ関シ内国臣民ト同一ノ保護ヲ受クベシ

両締盟国ハ其臣民或ハ人民カ自国ニ於テ保護ヲ受クルノ区域及ビ年限ハ前項ノ保護ヲ与フルモノトス

(13) 『法令全書』明治十七年六月七日太政官布告第一九号。

(14) 『法令全書』明治十八年四月十八日太政官布告第七号。

(15) 山本茂『条約改正史』(高山書院、一九四三年)、川島信太郎・外務省監修・日本學術振興會編纂『条約改正經過概要』(日本國際連合協會、一九五〇年)等。

(16) 五百旗頭薫『条約改正史 法権回復への展望とナシヨナリズム』(有斐閣、二〇一〇年)、津田多賀子「井上条約改正の再検討―条約改正予議會を中心に」(『歴史学研究』第五七五号、一九八七年)、廣瀬靖子「井上条約改正交渉に関する一考察」(『近代中国研究』第七輯、一九六六年)等。

(17) 藤原明久『日本条約改正史の研究』(雄松堂、二〇〇四年)、中村菊男『新版 近代日本の法的形成―条約改正と法典編纂―』(有信堂、一九六三年)等。

(18) 外務省外交史料館編『外交史料館所蔵 外務省記録総目録(戦前期) 別巻』(原書房、一九九三年)、六九―七〇頁。

(19) 特許序編『工業所有権制度百年史』(上巻)(発明協会、一九八四年)、通商産業省編『商工政策史』(第十四巻 特許)(商工政策史刊行会、一九六四年)、著作権法百年史編集委員会編『著作権法百年史』(著作権情報センター、二〇〇〇年)、石井正『歴史のなかの特許―発明への報奨・所有権・損害賠償権』(見洋書房、二〇〇九年)、市川一男『日本の特許制度』(日本発明新聞社、一九六五年)、伊藤信男『著作権制度史の素描』(『著作権研究』第四号、一九七一年)、古賀規矩之『日本特許制度の歴史的概観』(『大東文化大学紀要』経済学部第二号、一九六四年)、等。

例えば、特許序編『工業所有権制度百年史』では、日本外交文書等を用いて、井上期だけでなく、大限期、青木期についても言及し、パリ条約加盟に至る過程の概略について記述している。しかし、一部に誤解を招くような記述や誤記等も散見される他、交渉過程についても詳細には明らかにされていない。

(20) 岡野多喜夫「専売特許条例の成立における外交的側面」(『中央学院大学論叢』第八卷第一号 一般教育関係・商経関係合輯、一九七三年)、同「条約改正と明治32年特許法成立」(『中央学院大学論叢』第八卷第二号 一般教育関係・商経関係合輯、一九七三年)、丸山亮「日本特許制度概史(3)―パリ条約加盟と法制の整備―」(『特許研究』第二五号、一九九八年)等。

岡野多喜夫氏は、明治十八(一八八五)年の専売特許条例は条約改正交渉を考慮しながら制定された側面もあること、少なくとも明治三十二(一八九九)年の特許法は条約改正交渉を起因として制定されたことを指摘し、日本のパリ条約加盟については、「条約改正への手段に過ぎなかった」(『条約改正と明治32年特許法の成立』、一四六頁)と述べている。

丸山亮氏は、「日本のパリ条約加入の時期を左右したもの」として、「幼稚な国内産業がある程度育つまで、外国の参入を遅らせたいという産業政策上の配慮、外国人の権利保護を不平等条約改正の交渉材料に使いたいという意向、そして国際社会の水準に達したいという究極的な国家目標」を挙げ、「この3点が均衡を見出すのが明治32年であった」(二二頁)と述べている。同氏は、日本のパリ条約加盟は条約改正のための手段であったという岡野多喜夫氏の見解に加えて、日本の同条約加盟には、国内産業への配慮と、国際社会の一員になりたいという願望もあったことを新たに指摘している。

しかし、いづれも、その詳細な過程については明らかにしておらず、今後更なる検証が必要であると思われる。

(21) 原禎嗣「明治十七年商標条例編纂に関する再論―編纂各期における外国法継受を中心に―」(『政治経済史学』第二六八号、一九八八年)、同「明治十七年商標条例編纂小考」(『政治経済史学』第二六七号、一九八八年)、豊崎光衛「高橋是清と商標条例」(『学習院大学法学部 研究年報』八、一九七三年)、同「高橋是清と特許条例」(『学習院大学法学部 研究年報』十四、一九七九年)、田村敏朗「日本特許法成立史(1)―(3)―」(『特許管理』第三八巻第十号、第三九巻第二号、第三九巻第四号、一九八八―一九八九年)、吉村保「明治前期の工業所有権法の制定」(牛木理一先生古稀記念論文集刊行会編『意匠法及び周辺法の現代的課題』(発明協会、二〇〇五年)所収)、大家重夫「日本著作権素描―貸与権の創設まで」(高林龍、三村量一、竹中俊子編『現代知的財産法講座IV 知的財産法学の歴史の鳥瞰』(日本評論社、二〇一二年)所収)、同「版權条例、版權法から著作権法へ」(小野昌延先生古稀記念論文

集刊行事務局編『知的財産法の系譜 小野昌延先生古稀記念論文集』（青林書院、二〇〇二年）所収）等。

商標条例、専売特許条例等の制定過程については研究が進められている。しかし、パリ条約、ベルヌ条約加盟に至る詳細な過程については明らかにされていない。

(22) 谷山英祐「一八八四年商標条例の編纂過程の制度分析―私的な制度から公的な制度へ―」（『市場史研究』第三一
号、二〇一二年）、岡野多喜夫「わが国における近代特許法の形成とその経済的背景」（『中央学院大学論叢』第十卷、
一九七五年）、同「わが国における近代特許法の形成とその経済的背景（Ⅱ）」（『中央学院大学論叢』第十一卷第一号、
一九七六年）、同「わが国における特許法の国際化とその経済的背景」（瀧野文三博士喜寿記念論文集刊行会編『国際
工業所有権法研究』（中央大学出版部、一九七八年）所収）、富田徹男「知的所有権」（中岡哲郎・鈴木淳・堤一郎・
宮地正人編『新体系日本史Ⅱ 産業技術史』（山川出版社、二〇〇一年）所収）、今津健治「近代日本の技術的条
件」（柳原書店、一九八九年）、甘露純規『剽窃の文学史 オリジナリティの近代』（森話社、二〇一二年）等。

岡野多喜夫氏は、明治三十二（一八九九）年を「産業資本の確立」、「近代法体系の成立」、「条約改正」の「三位一
体性」が実現された年として、経済史の観点からも、その重要性を指摘しているが（わが国における特許法の国際
化とその経済的背景」、二四頁）、その詳細な過程については明らかにしていない。

今津健治氏は、農商務省の勸業政策において工業所有権制度を位置付けようとし、パリ条約加盟について、「よう
やく工業所有権の保護に関して真の意味で国際交流に道を開く基盤を確保した。商法の改正とも相まって、やがて貿
易の拡大、さらに外資や技術の導入に道を開く契機となった」（三一五頁）と評価し、日本のパリ条約加盟に対する
新たな視点を提供しており、今後更なる検証が必要であると思われる。

(23) 近年、欧米諸国との間における条約改正交渉だけでなく、清国との間における条約改正についても合わせて検討
する必要性を指摘する研究（津田多賀子「日清条約改正の断念と日清戦争」（『歴史学研究』第六五二号、一九九三
年）や、清国における商標に関する研究（本野英一「光緒新政期中国の商標保護制度の挫折と日英対立」（『社会経済
史学』第七四卷第三号、二〇〇八年）、同「清末民初における商標権侵害―日中関係を中心に―」（『社会経済史学』
第七五卷第三号、二〇〇九年）等）も進められてきているが、明治四（一八七二）年の日清修好条規及び付属通商章
程には、知的財産権の保護に関する条項が設けられていないこと、明治三十六（一九〇三）年の追加日清通商航海条

約第五条から商標、版權の保護に関する条項が設けられるようになったこと等の理由により、本研究においては、研究の対象から除外することにしたい。追加日清通商航海条約第五条は以下の通り〔法令全書〕明治三十七年一月九日勅令無号)。

第五条

清国政府ハ清国臣民カ日本国臣民ノ有スル登録済商標ヲ侵害スルヲ禁遏スル爲メ必要ナル規則ヲ設ケ且誠実ニ之ヲ執行スヘキコトヲ約ス

清国政府ハ又清国語ヲ以テ編製シ且特ニ清国人ノ使用ニ供スル爲メ作製セラレタル書籍冊子地図及海図ニ関シ日本国臣民ノ有スル登録済版權ヲ保護スル爲メ必要ナル規則ヲ制定スヘキコトヲ約ス

清国政府ハ登録局ヲ設置シ商標及版權保護ノ爲メ今後同国政府ニ於テ制定スヘキ規則ノ定ムル所ニ從ヒ其ノ保護ヲ求ムル外国商標及版權ノ登録ヲ為スヘシ

日本国法律規則ノ定ムル所ニ從ヒ正当ニ登録セラレタル清国商標及版權ハ日本国ニ於ケル侵害ニ対シ同様ノ保護ヲ受クルコト勿論タルヘシ

本条ハ清国ノ安寧ヲ害セムトスル公刊物ノ著作者所有主若ハ販売人タル日本国臣民又ハ清国臣民ヲ法律ノ正当ナル進行ニ対シ庇護スルモノト解スヘカラス

(24) 明治十三年五月二十二日付在欧米各帝国公使宛井上外務卿書簡(外務省調査部監修・日本學術振興会編纂『条約改正關係 大日本外交文書』(以下、『条約改正』と省略) 第二卷(日本国際協会、昭和十七年)、一二号、一三一―一三八頁)。

(25) 修正箇所は、明治十三年五月井上案の「日本及ヒ大不列顛兩國間通商及ヒ航海条約草案」第十二条である(明治十三年六月三十日付駐英仏独露澳各帝国公使宛井上外務卿書簡(前掲『条約改正』第二卷、一七号、八二頁)。

(26) 明治十三年七月六日付各国公使宛井上外務卿書簡(前掲『条約改正』第二卷、一八号、八二―八三頁)、明治十三年七月七日付在外各帝国公使宛井上外務卿書簡(前掲『条約改正』第二卷、一九号、八四―八五頁)。

(27) 『法令全書』明治八年九月三日太政官布告第一三五号。

(28) 出版条例第二条は以下の通り〔法令全書〕明治八年九月三日太政官布告第一三五号)。

第二条

図書ヲ著作シ又ハ外国ノ図書ヲ翻訳シテ出版スルトキハ三十年間専売ノ権ヲ与フヘシ此ノ専売ノ権ヲ版權ト云フ但シ版權ハ願フト願ハサルトハ本人ノ随意トス故ニ版權ヲ願フ者ハ願書ヲ差出シ免許ヲ請フヘシ其願ハサル者ハ各人一般ニ出版スルヲ許ス

(29) 前掲『条約改正』第二卷、一二号付属書三、一九頁。

第五款は以下の通り。

第五款

不列顛臣民ニシテ日本法律ニ於テ官府ニ対スル(各個人若クハ他国政府ニ対セサル)罪科、犯罪又ハ有罪ノ所業(全国或ハ一地方ニ関スル警察規則或ハ施政規則ニ対スル犯罪モ亦此中ニ含有ス)ト認ムル所ノ所為若クハ其時々日本ト大不列顛ノ間ニ履行スル条約或ハ約定書ニ於テ犯罪ト認ムル所ノ所為アリト訴ヘラレ而シテ日本法律ニ照シ或ハ右条約若クハ約定書ニ依テスル罪科或ハ犯罪ニ処スル刑罰ノ極度禁獄三箇月罰金五百円ニ超過スルトキハ該件ハ不列顛皇帝陛下ノ裁判所ニ於テ之ヲ審判ス可ク若シ有罪タラハ該裁判所ニ於テ之ヲ処罰ス可シ但シ本款ニ因テ不列顛皇帝陛下ノ裁判所ノ法權ニ帰シタル罪犯ト雖トモ若シ前述在日本不列顛裁判所ニ於テ均シク之ヲ罪科、犯罪又ハ有罪ノ所業タリトシテ審判スル事ヲ得ス且不列顛皇帝陛下ノ所領内ノ裁判所ニ於テ之ト同様ノ罪犯ヲ罰スルト同一ノ程限ニ從テ之ヲ処罰スル事ヲ得サルトキハ本款ノ法權讓与ハ無効ノモノタル可シ

且又各般ノ場合ニ於テ其時々行ハル、所ノ日本税関ノ法律或ハ規則ニ從テ罰金、贖金或ハ没収品ヲ徴取スル事件ノ如キハ右讓与ノ限ニ在ラス

(30) 前掲五百旗頭『条約改正史』、九七—九八頁。

(31) 「明治十三年五月二十二日付森公使へノ内達書」(前掲『条約改正』第二卷、一二号付属書一〇、五〇頁)。

(32) 明治十四年四月一日付森駐英公使宛上野外務卿代理書簡(前掲『条約改正』第二卷、二〇九号、六九—六九二頁)。

(33) 「明治八年十一月内務省伺六 外国人出版成規ノ儀伺」(国立公文書館蔵「公文録」)。

(34) 同右。

- (35) 同右。
- (36) 同右。
- (37) 明治十一年十一月五日付伊藤内務卿宛寺島外務卿書簡（外務省外交史料館蔵「外国人ヨリ日本版權免許請求一件」(第七門第二類第二項第四号)。以下、「版權免許請求一件」と省略）。
- (38) 明治十一年十一月十三日付寺島外務卿宛伊藤内務卿書簡（前掲「版權免許請求一件」）。
- (39) 明治十二年七月十二日付伊藤内務卿宛寺島外務卿書簡（前掲「版權免許請求一件」）。
- (40) 明治十二年七月十六日付寺島外務卿宛伊藤内務卿書簡（前掲「版權免許請求一件」）。
- (41) Memorandum by Sir J. Pauncefote respecting Treaty Revision, January 1, 1881 (F.O.410, Vol.18, No.1), Memorandum by Sir H. Parks, January 1, 1881 (F.O.410, Vol.18, No.2,3,4).
- (42) Pauncefote to Kennedy, March 11, 1880 (F.O.262, Vol.349, No.29), Parkes to Terashima Munenori, November 28, 1878. (外務省外交史料館蔵「特許意匠商標ニ関スル帝国法制」(第三門第五類第六項第一号)第一卷。以下、「特許意匠商標ニ関スル帝国法制」と省略。)
- (43) 「千八百八十一年三月三日外務省於テヂュリヤン、ボンズホート氏及スチユワルト、レーン氏對話要略筆記」(前掲『条約改正』第二卷、二一一号付属書二、七〇五頁)。
- (44) 同右。
- (45) Report on the Japanese Proposals for a Revised Treaty between Great Britain and Japan, with the accompanying Customs Tariff (F.O.410, Vol.18, Inclosure in No.119).
- (46) 本研究では、“copyright” “propriété littéraire” の外国語に対しは「著作権」とその訳語を用いるべきとする。
- (47) Mollison to Kennedy, December 8, 1881 (F.O.410, Vol.19, Inclosure 3 in No.47).
- (48) Report of the Committee of the Yokohama General Chamber of Commerce, July 8, 1879 (F.O.262, Vol.345, Inclosure in No.64).
- (49) “PATENT RIGHTS”, Japan Weekly Mail, May 3, 1879 (F.O.46, Vol.268, Inclosure 1 in No.101), “PATENT RIGHTS”, Japan Weekly Mail, June 5, 1880 (F.O.46, Vol.268, Inclosure 2 in No.101).

- (50) Bailloy à Freycinet, 15 Août, 1880 (Correspondance Consulaire et Commerciale, Tokyo (以下、"C.C.C.Tokyo" と省略), Vol.1, N° 15).
- (51) *Ibid.*
- (52) 「明治十三年七月十日井上外務卿独逸公使対話筆記」(前掲『条約改正』第二卷、二二一頁、八九頁)。
- (53) Bingham to Terashima Munenori, December 5, 1876. (外務省外交史料館蔵「専売特許商標登録関係雑件」(第三門第五類第六項第四号)第一卷。以下、「専売特許商標登録関係雑件」と省略)。
- (54) 明治十三年七月六日付各国公使宛井上外務卿書簡(前掲『条約改正』第二卷、一八号、八二―八三頁)。明治十三年七月案は、「米清ヲ除ク」各国公使に送付された。この理由について、山本は、「清国との条約は未だ改正の時期に達して居らず、米国とは曩きに明治十一年に締結した条約があり実施されないで其の儘となつて居たので他の諸国との条約が締結された後適当に処理し様と(井上が・註筆者)考へて此の兩國は除いた」としている(前掲山本『条約改正史』、一二五頁)。
- (55) Everts to Bingham, June 5, 1879 (Diplomatic Instructions of the Department of State, 1801-1906 (以下、"N.A.M.135" と省略), Vol.2, No.434).
- (56) Buren to J.C.B.Davis, March 20, 1882 (Consular Despatches : Kanagawa (以下、"N.A.M.135" と省略), Vol.12, No.615).
- (57) 前掲『会議録』、九九―一〇〇頁。
- (58) 前掲『会議録』、二一八頁。
- (59) 同右。
- (60) 外務省編纂『日本外交文書 明治年間追補』第二冊(日本国際連合協会、昭和三十八年)、一七二頁(以下、『外交文書 明治年間追補』第二冊と省略)。
- (61) 同右。尚、前掲『会議録』二一八頁には、「英、日、澳、伊」と記載されているが、英文会議録(前掲『外交文書 明治年間追補』第二冊、一八四頁)から「英、独、澳、伊」の誤記又は誤植であると思われる。
- (62) 前掲『会議録』、二一八頁。

- (63) J. J. Ensle to Parks, July 4, 1882 (F.O.262, Vol.391, No.30).
- (64) 前掲『会議録』二七一、二八一頁。
- (65) 前掲『会議録』二二八頁。
- (66) 高橋是清「我国特許制度ノ起因」(特許庁図書館蔵「高橋是清氏特許制度ニ関スル遺稿」第四卷、八二五―八二七頁)。尚、『特許研究』(第二七号、一九九九年)、四三一―五一頁にも同文書の翻刻が掲載されている。
- (67) 明治十二年九月八日付寺島外務卿宛米国公使書簡訳文(外務省外交史料館蔵「亞米利加国人「フェールバンク」会社専売免許ノ權衡ヲ東京府平民林金次郎擬造販売一件」(第四門第一類第四項第九号)。以下、「フェールバンク」一件」と省略)。
- (68) 明治十二年九月十七日付伊藤博文内務卿宛井上外務卿書簡(前掲「フェールバンク」一件)。
- (69) 明治十二年九月十七日付外務書記官宛内務書記官書簡(前掲「フェールバンク」一件)。
- (70) 明治十二年九月十八日付内務書記官宛外務書記官書簡(前掲「フェールバンク」一件)。
- (71) 明治十二年十一月十七日付井上外務卿宛伊藤内務卿書簡(前掲「フェールバンク」一件)。
- (72) Inoue Kaoru to Bingham, December 5, 1879 (Diplomatic Despatches : Japan (以下「N.A.M.133」と省略), Vol.41, Enclosure in No.1032).
- (73) Everts to Bingham, June 5, 1879 (N.A.M.77, Vol.2, No.434).
- (74) Bingham to Everts, December 10, 1879 (N.A.M.133, Vol.41, No.1032).
- (75) 明治四(一八七二)年と明治九(一八七六)年の日本人による英商標偽造事件を示す。いずれの事件においても、関係者は処罰されている(前掲「商標偽造関係雑件」第一卷)。
- (76) 明治十六年九月十七日付井上外務卿宛英国代理公使書簡訳文(前掲「商標偽造関係雑件」第一卷)。
- (77) Robertson to Trench, September 4, 1883 (F.O.262, Vol.406, No.50), Robertson to Trench, September 13, 1883 (F.O.262, Vol.406, No.55).
- (78) 「明治十六年九月二十三日商議」(前掲「商標偽造関係雑件」第一卷)。
- (79) 同右。

- (80) 同右。
- (81) 同右。
- (82) 明治十六年十月十五日付井上外務卿宛大木司法卿書簡(前掲「商標偽造関係雑件」第一卷)。
- (83) 明治十六年十一月九日付山田顕義内務卿宛井上外務卿書簡(前掲「商標偽造関係雑件」第一卷)。
- (84) 明治十六年十二月十七日付粟屋景明警察副使上申(前掲「商標偽造関係雑件」第一卷)。
- (85) 明治十六年十二月二十日付山縣有朋内務卿宛大迫貞清警視総監代理綿貫吉直警視副総監書簡(前掲「商標偽造関係雑件」第一卷)。
- (86) 明治十六年十一月二十二日付英国代理公使宛井上外務卿書簡(前掲「商標偽造関係雑件」第一卷)。
- (87) Robertson to Trench, February 7, 1884 (F.O.262, Vol.425, No.8)。
- (88) 明治十六年六月三十日付外務卿代理吉田清成外務大輔宛西郷従道農商務卿書簡(前掲「特許意匠商標二関スル帝国法制」第一卷)。
- (89) 「明治十六年六月三十日付外務卿代理吉田清成外務大輔宛西郷従道農商務卿書簡付属太政官上申案」(前掲「特許意匠商標二関スル帝国法制」第一卷)。
- (90) 同右。
- (91) 明治十六年十二月十日付西郷従道農商務卿宛井上外務卿書簡(前掲「特許意匠商標二関スル帝国法制」第一卷)。
- (92) 明治十六年十二月十日付西郷従道農商務卿宛井上外務卿書簡草稿(前掲「特許意匠商標二関スル帝国法制」第一卷)。
- (93) 「審査委員報告」(前掲「特許意匠商標二関スル帝国法制」第一卷)。
- (94) 明治九(一八七六)年から同十(一八七七)年にかけて、日本政府と欧米諸国は、外国人は日本官庁に料金を支払って免状を得て遊獵が許可され、その免状の条項に違背した場合には違反料を差し出し、各自国の領事裁判によって処断し、免状を返納すること、また、無免許で銃獵する外国人は日本巡査によって領事まで連行され、その国の罰則に従い、かつ地方官庁から領事へ民事訴訟費用と免許料の償還を要求すること、等で合意していた(森田朋子『開国と治外法権―領事裁判制度の運用とマリア・ルス号事件―』(吉川弘文館、二〇〇五年)、一一九―一二二頁)。

(95) 明治十四年六月三日付井上外務卿宛仏国公使書簡(外務省編纂『日本外交文書』(以下、『外交文書』と省略)第十四卷(日本国際連合協会、昭和二十六年)、八六号、一三三六―一三三八頁)。

(96) 明治十四年七月九日付井上外務卿代理上野景範外務大輔宛河野農商務卿書簡(前掲『外交文書』第十四卷、八八号、二三九頁)。

(97) 明治十四年七月十八日付仏公使宛井上外務卿代理上野景範外務大輔書簡(前掲『外交文書』第十四卷、八九号、一三九―一四〇頁)。

(98) 明治十八年九月二十七日付井上外務卿宛伊国公使書簡(前掲『外交文書』第十八卷、二三九号、四一〇―四一一頁)。

(99) 明治十八年十月二十一日付井上外務卿宛西郷従道農商務卿書簡(前掲『外交文書』第十八卷、二四〇号、四一二頁)。

パリ条約第五条は以下の通り(明治十七年七月十一日付吉田清成外務大補宛園田孝吉倫敦領事書簡付属万国工業専売保護約定書(外務省外交史料館蔵「工業所有権保護万国同盟一件」(第二門第九類第五項第四号)第一卷)。

ARTICLE V.

The introduction by the patentee into the country where the patent has been granted of objects manufactured in any of the States of the Union shall not entail forfeiture.

Nevertheless, the patentee shall remain bound to work his patent in conformity with the laws of the country into which he introduces the patented objects.

第一項では、特許権者が他の同盟国で製造された特許製品を特許を取得した国に輸入することによって特許権は消滅しない旨が規定され、第二項では、特許権者は特許製品を輸入する国の法律に従って特許を実施する義務がある旨が規定されている。

この第五条が不都合であった理由については、前掲特許序編『工業所有権制度百年史』(上巻)、一〇二頁等参照。

(100) 明治十八年十月二十四日付伊国公使宛井上外務卿書簡(前掲『外交文書』第十八卷、二四一号、四一二頁)。

(101) 明治十七年二月八日付伊藤博文外務卿代理宛瑞西国総領事書簡(前掲『外交文書』第十七卷、一七三号、四四八

一四五〇頁)。

(102) 明治十七年五月二日付井上外務卿宛山縣内務卿書簡 (前掲『外交文書』第十七卷、一七五号、四五一一四五二頁)。

(103) 明治十七年六月六日付井上外務卿宛大木文部卿書簡 (前掲『外交文書』第十七卷、一七六号、四五二頁)。

(104) 明治十七年五月十六日付井上外務卿宛西郷農商務卿書簡 (前掲『外交文書』第十七卷、一七七号、四五二一四五三頁)。

(105) 農商務省は、「貴省ヨリ御送致之訳文中ニハ文学及工芸上ノ發明權云々ト有之候得共 (中略) 更ニ調査セシメ候 処其字義美術上著作權ト相改候方穩当ニ可有之趣」(明治十七年五月十六日付井上外務卿宛西郷農商務卿書簡 (前掲『外交文書』第十七卷、一七七号、四五三頁))と、「文学及工芸上ノ發明權」という用語よりも「美術上ノ著作權」という用語の方が適當であると外務省に提案し、これ以降、外務省文書中においても、「著作權」という用語が次第に用いられるようになっていた。

(106) 明治十七年六月十六日付瑞西国総領事宛吉田外務大輔書簡草稿 (外務省外交史料館蔵「文学的、美術的、著作權保護万国會議一件」(第二門第九類第一項第六号) 第一卷)。

(107) 明治十七年六月十六日付瑞西国総領事宛吉田清成外務大輔書簡 (前掲『外交文書』第十七卷、一七八号、四五三頁)。

(108) 明治十七年八月十四日付、八月二十二日付、十二月十六日付井上外務卿宛瑞西国総領事書簡 (前掲『外交文書』第十七卷、一七九号、四五三―四五五頁、一八一号、四五六―四五七頁、一八三号、四五九―四六一頁)、明治十八年六月十二日付井上外務卿宛瑞西国総領事書簡 (前掲『外交文書』第十八卷、二五五号、四三三―四三四頁)。

(109) 明治十八年三月六日付瑞西国大統領宛井上外務卿書簡 (前掲『外交文書』第十八卷、二五四号付属書、四三三頁)。

(110) 明治十八年七月六日付瑞西国総領事宛吉田外務大輔書簡 (前掲『外交文書』第十八卷、二五六号、四四〇―四四一頁)。

(111) 明治十六年六月三十日付外務卿代理吉田清成外務大輔宛西郷従道農商務卿書簡付属太政官上申案栗野慎一郎下ケ

札（前掲「特許意匠商標ニ関スル帝国法制」第一卷）。

（112）木棚照一『国際工業所有権法の研究』（日本評論社、一九八九年、二二―二三頁）。

（113）明治十七年七月十一日付吉田清成外務大輔宛園田孝吉領事書簡（前掲『外交文書』第十四卷、八八号、二三九頁）。